

Tokyo SME サポートデスク インドネシア NEWS LETTER

Vol.4
2018.2

※隔月発行予定



公益財団法人東京都中小企業振興公社は、ASEAN最大の経済大国であり、2,000社以上の日系企業が進出しているインドネシアに「Tokyo SME サポートデスク インドネシア」を開設しています。

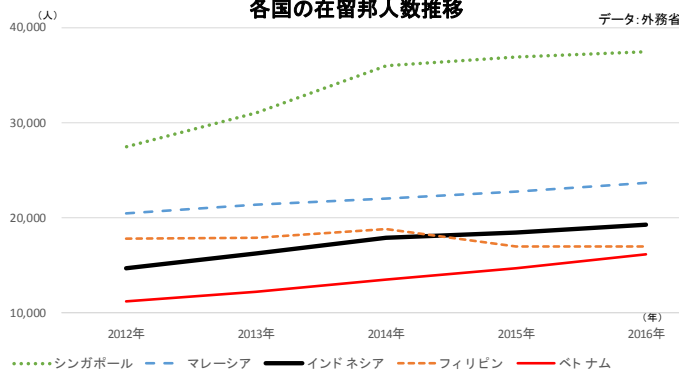
本ニュースレターでは、インドネシアに既に進出されている企業様及び今後進出を希望されている企業様向けに、インドネシアの最新情報をお伝えします。

知りたい！インドネシア

【在留邦人数 世界14位】

外務省が発表した2016年10月1日現在のインドネシアの在留邦人数は19,312人で、前年比4.6%増加の、世界14位となっています。なお、在留邦人の一番多い米国は42.1万人、2位は中国で12.8万人、3位はオーストラリアの9.2万人です。

各国の在留邦人数推移



インドネシアで在留邦人が多い主要地域・市の順位は、1位南ジャカルタ市、2位中央ジャカルタ市、3位ブカシ県となっています。交通渋滞の悪化により、工業団地近くの郊外都市に住む日本人が増加しており、ブカシ県は前年比26.8%増、カラワン県15%増、タンゲラン県14.6%増となっています。

インドネシア国内地域・市別在留邦人数

データ：外務省

州	ジャカルタ首都特別州	西ジャワ州	バリ州	バンテン州	東ジャワ州		
地域	南ジャカルタ市	中央ジャカルタ市	ブカシ県	バドウン県	デンパサール市	タンゲラン県	スラバヤ市
人数(人)	8,486	2,144	1,501	1,219	1,048	694	612

経済ニュース

【ビジネス環境の現状ランキング上昇を目指し、許認可手続き簡素化を推進】

世界銀行は毎年、世界190ヶ国・地域のビジネスのしやすさを、資金調達や電力供給など10項目から順位付けしたビジネス環境ランキングを公表しています。

インドネシアは、ジョコ・ウィドド大統領が海外からの直接投資誘致強化のため、許認可手続きの簡素化等を推進しており、2016年106位、2017年91位、2018年は72位と年々順位を上げてきています。全10項目のうち、納税と越境貿易の2項目を除いた8項目で、前年より順位を上げました。

2018年 ビジネス環境の現状ランキング

データ：世界銀行

順位	2位	4位	5位	24位	26位
国名	シンガポール	韓国	香港	マレーシア	タイ
指数	84.57	83.92	83.44	78.43	77.44
順位	68位	72位	78位	100位	113位
国名	ベトナム	インドネシア	中国	インド	フィリピン
指数	67.93	66.47	65.29	60.76	58.47

インドネシアのビジネス環境の現状 項目順位の変動 2017年・2018年

順位・位	企業	建設許可取得	電力供給	登記	資金調達	投資家保護	契約履行	破綻処理	納税	越境貿易
2017年	151	151	49	118	62	70	166	76	104	108
2018年	144	108	38	106	55	43	145	38	114	112

データ：世界銀行

なお、日本の同ランキングは2017年、2018年と2年連続で34位となっており、1位ニュージーランド、2位シンガポール、3位デンマーク上位3カ国はいずれも2017年と同じ順位となっています。

インドネシア ビジネス用語ワンポイント解説 第4回「インドネシア共和国投資調整庁(BKPM)」

インドネシア共和国投資調整庁(BKPM)

BKPMはいずれの省にも属さない大統領直轄の政府機関であり、外国人が投資を行う際の許認可権限が同機関に集約されているとともに、石油、ガス、金融分野を除く、投資案件に就いての許認可書発給業務及び関連事項に就いての各省庁との調整業務を担当しています。

同庁は、日本における出先機関として2003年に、日本事務所(千代田区)を設立しています。

《ライセンス付与、更新時の納税者状況の確認についての投資調整庁長官規程》
2017年6月8日発効 No.7 Year2017

インドネシアの納税者が、投資調整庁(BKPM)へライセンスの新規許可、更新申請を行う場合に、投資調整庁は申請者の納税番号取得等の確認を義務づけられ、納税番号未取得、未納税や滞納がある場合は、納税者は輸入ライセンス等の申請や更新が出来なくなりました。
詳細は以下のとおりです。

1. 投資調整庁はライセンス許可などの公共サービスを提供する際、申請者の納税状況について、確認することが義務付けられました。
2. ライセンス申請が行われた場合、投資調整庁の電子ライセンスシステム(Licensing Information Service System and Investment Electronic=SPIPISE)を通じて、申請者の納税状況の確認が行われます。
3. 税務署は納税者状況記述書(Taxpayer State Description)を発行して、納税状況を投資調整庁へ報告します。
4. 投資調整庁は、納税者状況記述書を確認後にライセンス承認可否の決定を行います。
5. 納税番号未取得者は納税番号の取得後、未納税者は未納税金支払い後に再申請すれば、ライセンスが発行が許可されます。

Tokyo SMEサポートデスク インドネシア概要

名称 Tokyo SMEサポートデスクインドネシア
所在地 PT Fair Consulting Indonesia 事務所内
事務所内(フェアコンサルティング・オフィス内)
16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman
Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia
(Ayana Hotel 隣)
相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
(インドネシア時間)
(土曜・日曜・年末年始・インドネシアの休祝日
を除く)
※インドネシアと日本の時差2時間

運営方法 業務委託
(委託先:株式会社フェアコンサルティング)
対象者 東京都の中小企業及び都内中小企業の
インドネシア法人
電話 +62-21-570-6252(日本語可)
E-mail TokyoSME-indonesia@faircongrp.com
利用料 無料
※専門家の業務に属する高度なアドバイスや
実務代行等は対象外

東京にしながらWEB会議で相談できます！



お問い合わせ先

事業全体に関すること: 東京都中小企業振興公社 国際事業課 03-5822-7241

個別相談に関すること: Tokyo SME サポートデスク インドネシア+62-21-570-6252